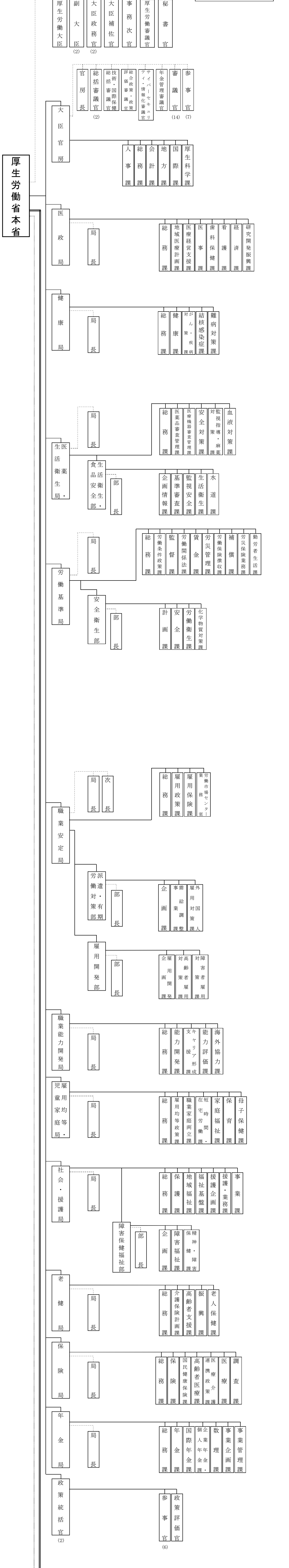


図では、法律又は政令によって設置された組織体又は職を記載しています。  
カッコ書きは、人数を示しています。

印刷用PDFファイルはこちら



- 援護審査会
- 疾病・障害認定審査会
- 国立研究開発法人審議会
- 社会保険審査会
- 中央社会保険医療協議会
- 過労死等防止対策推進協議会
- アレルギイ疾患対策推進協議会
- 労働保険審査会
- 中央最低賃金審議会
- アレルギイ疾患対策推進協議会
- 肝炎対策推進協議会
- がん対策推進協議会
- 薬事・食品衛生審議会
- 医道審議会
- 労働政策審議会
- 厚生科学審議会
- 社会保険審議会

- 国立障害者リハビリテーションセンター 総長
- 国立児童自立支援施設 総長
- 国立感染症研究所 所長
- 国立保健医療科学院 院長
- 国立医薬品食品衛生研究所 所長
- 国立ハンセン病療養所 所長
- 検疫所 所長
- 中央駐留軍関係離職者等対策協議会

- 地方厚生局 (七)
- 沖縄麻薬取締支所 (一)
- 四国厚生支局 (一)
- 都道府県労働局 (四七)
- 地方労働審議会 (四七)
- 地方最低賃金審議会 (四七)
- 紛争調整委員会 (四七)

